

教育・保育給付認定変更申請書(兼届出事項変更届)

年 月 日

海南市福祉事務所長 様

教育・保育給付認定（現況）の申請内容に変更がありますので、必要書類を添えて次のとおり申請します。

1. 保護者・児童について（すべてご記入ください）

申請者 (保護者)	住所			
	保護者氏名		電話番号	
児 童	児 童 氏 名	生 年 月 日	利用（希望）施設名	状況
		年 月 日		在籍 ・ 申請中
		年 月 日		在籍 ・ 申請中

2. 変更内容（該当する変更項目（□）にチェックし必要事項をご記入ください）

区分	項 目	変更申請・届出の内容		必要書類
2号・3号のみ	☐ 就労状況	☐ 就職 ☐ 就労先 ☐ 就労時間 ☐ 勤務場所 変更年月日： 年 月 日		就労証明書（自営業・農業・内職の場合は添付書類必要）
	☐ 退職・廃業（求職活動）	離職日 (廃業日)	年 月 日	就労予定申立書 (他の理由で継続利用予定の場合は不要)
	☐ 出産予定（妊娠・出産）	出産予定日	年 月 日 (育児休業取得予定 ☐ あり ☐ なし)	母子手帳の写し (表紙と出産予定日のページ)
	☐ 育児休業取得	育児休業 取得期間	母 年 月 日から 年 月 日まで 父 年 月 日から 年 月 日まで	育児休業取得（延長）証明書
	☐ 産休・育休からの復職	復職日	年 月 日	産休：就労証明書（産前産後休暇の期間が明記されたもの） 育休：復職証明書
	☐ 上記以外の保育を必要とする事由の変更	☐ 介護 ☐ 疾病 ☐ 就学・職業訓練 (年 月 日 ～)		介護申立書、診断書、カリキュラム等の保育を必要とすることが分かる書類
各号共通	☐ 海南市内の転居	海南市 転居年月日： 年 月 日		
	☐ 世帯構成	☐ 結婚 ☐ 離婚 ☐ その他 () 変更年月日： 年 月 日		結婚：新たに保護者となった方の就労証明書等、マイナンバーの分かる書類（転入者のみ） 離婚：離婚日が分かる書類（戸籍謄本等）
	☐ その他	具体的に：		

- ※ **変更が分かった日から1か月以内**に必要な書類と併せてご提出ください。 本届がなく、認定内容と異なる事実が判明した場合、退所（園）となったり、次年度の継続利用ができなくなったりする場合があります。
- ※ この申請書では、認定こども園における教育・保育給付認定区分の変更（教育認定（1号）⇔保育認定（2号））はできません。別途、「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（現況）申請書兼入所（園）申請書」等の提出が必要です。
- ※ 教育・保育給付認定の変更（保育標準時間⇔保育短時間）は、原則として申請のあった月の翌月1日からの変更となります。
- ※ 世帯構成や保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）の変更に伴い、翌月からの利用者負担額が変更になる場合があります。
- ※ 求職活動中、育児休業中の保育時間は、「保育短時間（08：30～16：30）」になります。
- ※ 出産後、復職を前提としない育児休業取得または就労しない場合は、期間終了後の継続利用はできません。
- ※ 在園児童の弟妹の育児休業の終了に伴い、在園児童の保育必要量を「保育標準時間」に変更する場合もこの申請が必要となります。（延長保育もあわせて必要な場合は、別途延長保育の申請も必要となります。）
- ※ ご不明な点は、子育て推進課（073-483-8582）までお問い合わせください。